



令和6年3月8日

担当課	高齢者・地域福祉課
担当者	奥野・大久保・藪
電話	073 (435) 1063
内線	5260・5061・5258

住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付について ～3月13日に確認書の発送を開始します～

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)により、住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

つきましては、住民税均等割のみ課税世帯の対象者に対し、確認書を順次発送します。

1 対象世帯(約6,900世帯)

令和5年12月1日(基準日)時点で和歌山市に住民登録があり下記に該当する世帯

①令和5年度の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯

②令和5年度の住民税均等割のみ課税者、及び均等割非課税者で構成される世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額

1世帯当たり10万円

3 確認書

令和6年3月13日(水)順次送付

4 申請期限

令和6年8月30日(金)

5 申請方法等

(1) 提出先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(所在地:和歌山市六番丁19(株)フジ田産業六番丁ビル)

(2) 提出方法 届いた確認書に**必要事項を記載**の上、郵送又は持参

※住民税均等割のみ課税世帯であるが、世帯内に令和5年1月2日以降に和歌山市に転入した方がいる場合は、確認書が届かないため別途申請が必要となります。

※申請書用紙をご希望の方は、コールセンターにお電話いただくか、和歌山市ホームページからダウンロードしてください。

※添付書類等、詳細については、コールセンターにお問い合わせください。

6 注意事項等

・事務局への来所をご希望の場合は、必ず事前にコールセンターで予約をお願いします。

・給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

7 問い合わせ先

「専用コールセンター0120-969-861(平日9:00~17:00)」

※ 子ども加算給付金(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)については、4月上旬の発送を予定しています。